

平成27年4月28日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 豊村貴司
3番 朝長勇
6番 松尾陽輔
8番 石丸定
10番 上田雄一
12番 古川盛義
15番 末藤正幸
17番 吉原武藤
19番 川原千秋
21番 松尾初秋
24番 谷口攝久

副議長 吉川里己
2番 猪村利恵子
4番 山口等
7番 池田大生
9番 石橋敏伸
11番 山口裕子
14番 山崎鉄好
16番 宮本栄八
18番 山口昌宏
20番 牟田勝浩
23番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 友廣秀敏
次 長 川久保和幸
議事係 長 江上新治
議事係 員 杉原啓仁

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	小	松		政
副	市	長	前	田	敏	美
政	策	部	北	川	政	次
つ	な	が	中	野	博	之
営	業	部	井	上	祐	次
営	業	部	小	田		修
く	ら	し	平	川		剛
総	務	課	水	町	直	久
財	政	課	松	尾		徹
企	画	課	山	田	恭	輔

議 事 日 程 第 1 号

4月28日(火) 10時開議

日程第1	会期の決定
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	市長の提案事項に関する説明
日程第4	第52号議案 専決処分の承認について(武雄市税条例等の一部を改正する条例)(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第5	第53号議案 専決処分の承認について(武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第6	第54号議案 武雄競輪場走路改修工事請負契約の締結について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第7	報告第4号 専決処分の報告について(質疑)
日程第8	議提第2号 武雄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例(趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第9	特別委員会の設置及び委員の選任

開 会 10時

○議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。ただいまより平成27年4月武雄市議会臨時会を開会いたします。

まず初めに、閉会中に辞職を許可いたしました議員の報告をいたします。

去る4月3日、浦泰孝君から一身上の都合の理由により議員を辞職したい旨の許可願がありましたので、地方自治法第126条の規定により4月6日、これを許可いたしました旨、御報告申し上げます。また、建設常任委員長の辞職により新たに建設常任委員会委員長の互選を行っていただきました。その結果の報告がありましたので御報告いたします。建設常任委員会委員長に9番石橋議員が選任されております。以上のとおりでございます。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第52号議案から第54号議案までの3議案及び報告第4号、議員から提出されました議提第2号を一括上程いたします。

日程第1 会期の決定

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問をいたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。山口昌宏議会運営委員長

○議会運営委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。臨時議会の議会運営委員会の委員長としての報告をしたいと思います。平成 27 年 4 月武雄市議会臨時議会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果について御報告を申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第 1. 会期及び会期日程について、第 2. 付議事件の委員会付託の要否について、第 3. 特別委員会の設置及び委員の選任について、以上 3 項目でございます。

本臨時会において審議されます議案等は、ただいま議長から上程になりました専決処分の承認 2 件、事件議案 1 件、報告 1 件、議員提出議案 1 件、あわせて地方創生に向けた特別委員会の設置及び委員の選任であります。

このことについて協議いたしました結果、議案の審議順序につきましては、議案番号順に行い、いずれの議案も所管の委員会付託を省略し、即決して差し支えないものとし、市長提出案件のあと議員提出議案、特別委員会の設置及び委員の選任を日程とすることで意見の一致を見ました。

以上のことを考慮して、会期は本日 28 日の 1 日間が適当である旨、決定をいたしました。

以上で、議長の諮問事項に対する答申を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日 28 日の 1 日間と決定いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 28 日の 1 日間と決定をいたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第 88 条の規定により、1 番豊村議員、18 番山口昌宏議員、21 番松尾初秋議員の以上 3 名を指名いたします。

日程第 3 市長の提案事項に関する説明

日程第 3. 市長の提案事項に関する説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

おはようございます。平成 27 年 4 月武雄市議会臨時会の開会にあたりまして、提案いたしました議案等について、その概要を御説明申し上げます。

事件議案につきましては、武雄競輪場走路改修工事請負契約の締結についてを提案いたしております。武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

その他、さきの議会以降、緊急に決定を要した武雄市税条例等の一部を改正する条例及び武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、3月31日付で専決処分を行いましたので、これらについて承認を求める議案等をお願いいたしております。

詳細につきましては、御審議の際に補足させていただきたいと存じます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

これより審議を開始いたします。

日程第4 第52号議案

日程第4. 第52号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの補足説明があればその説明を求めます。北川政策部長

○北川政策部長〔登壇〕

おはようございます。第52号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が第189回通常国会において可決成立、3月31日をもって平成27年法律第2号として交付され4月1日に施行されました。税制改正に伴い、市税条例の改正が必要なものについて地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日に専決処分をさせていただきましたので、これを御報告し承認をお願いするものであります。

それでは改正の主な概要について、議案参考資料の新旧対照条文で説明させていただきます。

新旧対照条文6ページをごらんください。

附則第7条の3の2につきましては、個人住民税における住宅ローン控除の適用期限を延長するものでございます。

次に7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

附則第9条の2につきましては、ふるさと納税の申告特例が創設されたことに伴うもので、これまでは給与所得者等がふるさと納税を行う場合は確定申告が必要でございましたが、今後は確定申告をせずに控除を受けられる仕組みを導入するものでございます。

9ページから12ページをごらんください。

附則第11条から13条につきましては、固定資産税の負担調整措置について現行の仕組みを3年延長するものでございます。

13ページをごらんください。

附則第16条につきましては、平成27年4月1日から28年3月31日までに新規取得した四輪及び三輪の軽自動車について、その燃費性能に応じ、平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置、グリーン化特例を導入するものでございます。

次に15ページから18ページでございます。

市税条例の一部を改正する条例の一部改正を行うもので、平成 26 年 6 月議会において御審議いただきました軽自動車税の税率引き上げにつきまして、今回の税制改正で原動機付自転車及び二輪車の軽自動車税の税率引き上げの適用開始が 1 年延長され、これに伴いまして小型特殊自動車の税率引き上げを 1 年延長するものでございます。

以上補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第 52 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 52 号議案を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 52 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 第 53 号議案

日程第 5. 第 53 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの補足説明があれば、その説明を求めます。平川くらし部長

○平川くらし部長〔登壇〕

おはようございます。それでは第 53 号議案 専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

議案書の 8 ページからでございます。

本議案につきましては地方税法施行令の一部を改正する政令が本年 3 月 31 日に交付されたことに伴いまして、同日付で議案書 10 ページにございます、別紙、武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたところでございます。その内容を御報告し、御承認をお願いするものでございます。今回の改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと軽減措置の拡充、以上 2 点の改正を行っているところでございます。

まず 1 点目の国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。これにつきましては、

基礎課税額にかかる限度額、これを 51 万円から 52 万円に引き上げるものでございます。また、後期高齢者支援金等課税額の限度額、これを 16 万円から 17 万円に引き上げるものでございます。また、介護納付金課税額の限度額を、これまでの 14 万円から 16 万円に引き上げるものでございます。その結果課税限度額全体では改正前の 81 万円から 85 万円、4 万円の引き上げを行ったところでございます。これによります本市の影響額といたしましては、約 520 万円の増を見込んでいるところでございます。

2 点目の国民健康保険税の軽減の措置の拡充に伴う改正についてであります。

まず、保険税の 5 割軽減の軽減対象となります所得基準額、これを 24 万 5,000 円から 26 万円に引き上げております。また 2 割軽減の算定でも軽減対象となります所得基準額を 45 万円から 47 万円に引き上げ、軽減措置の対象を拡充するものでございます。今回の軽減措置の拡充によりまして、約 360 万円の減収を見込んでいるところであります。

これらの改正の施行期日につきましては、本年 4 月 1 日といたしております。

以上で第 53 号議案の補足説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第 53 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔23 番「議長」〕

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

限度額について 1 点目。金額で総額 520 万という説明でしたが、対象者数がいくら伸びるのか。

2 点目に、この新武雄市になりまして最高額の引き上げが行われてきましたけれど、地方税法の改正のもとで。その回数とこの間の最高額の変化について、お聞きしたいと思います。

それとあわせて、最高限度額の年収額について階層別の一覧表があるかと思いますが、あわせて御説明できればと思いますけれど、質疑通告を遅れてお願いをいたしましたので、あとで資料でも結構ですのでわかる範囲で御説明いただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

平川くらし部長

○平川くらし部長〔登壇〕

御質問の中で、ただいま判明する範囲で御説明を申し上げたいと思います。

まず、課税限度額の引き上げに伴いまして影響の世帯数でございますが、把握しております数字でいきますと課税限度額に該当する世帯、これが 230 世帯を見込んでいるところでございます。また、課税限度額の合併後の数字の推移でございますが、平成 18 年度、このときの課税限度額は 62 万円でございます。

以降、平成 19 年度、20 年度、21 年度、22 年度、23 年度と毎年度改定をしております。その後 24 年、25 年はそのまま 23 年度の限度額が据え置かれておりまして、26 年度に 81 万円、昨年度でございます、改定をされておりますので、合併後につきましては 7 度目の改定ということになるかと思っております。

そのほか階層ごとの所得の額等については、後ほど資料のほうを御準備させていただきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

〔23 番「議長」〕

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 53 号 専決処分につきまして、反対の討論を申し上げます。

地方税の改正につきまして武雄市での条例改正でございますが、先ほどの説明にもありましたように最高限度額が 230 世帯にも及んでいます。当時この最高限度額につきましては、私も一定の範囲は必要かと思っておりますが、先ほどの説明のようにほぼ毎年引き上げであります。この世帯の皆さん方悲鳴をあげているようであります。（発言する者あり）まさに 230 世帯を超える……（発言する者あり）対象世帯の中で……（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。どうぞ続けて。

○23 番（江原一雄君）（続）

大きな世帯になっているのではないのでしょうか。

今こそ国民健康保険税の目的にありますように、社会保障と国民保健衛生のための国民健康保険制度が充実されるよう、払いたくても払えない保険税ではなく、国のまさに施策に、意見を言うことこそ地方の声ではないのでしょうか。以上をもって反対の討論にかえるものであります。（発言する者あり）

〔18 番「議長、18 番」〕

○議長（杉原豊喜君）

18 番山口昌宏議員

○18 番（山口昌宏君）〔登壇〕

値上げをする分についての異議を唱えるものではありませんけれども、国民健康保険税というのは要するに国民の皆さん、市民の皆様方の医療を充実させる、まさに充実、先ほどの江原議員さんが申されたとおり充実させるための今回の値上げでありまして、これを例えば今のままで行った場合の赤字額を含めたら、武雄市としては佐賀県に 30 年度ですか、30 年度に返すときに本当に一括返済をしなければならないという状況の中です、今回の値上げというのはやむを得ないんじゃないかということに我々委員会としても勉強をさせていただきまして、結果としてそういうふうになったと認識をしております。議員各位の御賛同よろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第 53 号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 53 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 第 54 号議案

日程第 6. 第 54 号議案 武雄競輪場走路改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者からの補足説明があればその説明を求めます。小田営業部理事

○小田営業部理事〔登壇〕

おはようございます。それでは第 54 号議案 武雄競輪場走路改修工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

それでは議案書の 11 ページをお開きください。

この工事は武雄競輪場の走路改修という特殊性がありますので、2 社の指名入札といたしました。平成 27 年 4 月 17 日入札を行いました、1 社が辞退したため別紙の株式会社 N I P P O が消費税を含め 1 億 8,241 万 2,000 円で落札され、平成 27 年 4 月 20 日付で仮契約を締結したものであります。なお落札率は 84.45% でありました。

工期は議決の日の翌日から平成 28 年 3 月 25 日となっております。

議案資料の 1 ページに平面図、2 ページに仮契約書を添付しておりますので御参照ください。

以上補足説明を終わります。どうぞよろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第 54 議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔16 番「16 番」〕

16 番宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

走路の改修というのは特殊工事ということで業者が限られたということですが、この解体については別の予算になると思うのですけれども、解体もやっぱりこの関連会社というかそういうのに頼まなければいけないのかが 1 点と、もういっちょは走路の改修というのがこの走路のみなのか、エプロンとか通路とか広場ですね、そこまで一部かかっているのかその辺について、まあ私とすればこのエプロンの所を改修したほうが良いと思っているもんでですね、ちょっとお尋ねしております。

○議長（杉原豊喜君）

小田営業部理事（「関係ありません」と呼ぶ者あり）

○小田営業部理事〔登壇〕

お答えします。

解体工事を含め、解体と言っても走路自体はさっと壊すのではなく、今の形状を保って現在ある中のコンクリートとかいう部分がどうなっているのかという部分を含めていたしますので、現在の N I P P O、落札されました N I P P O をお願いしているところであります。

それと今の平面図の部分だけかということですが、今し方宮本議員おっしゃったように、エプロンとかそういう付設のところまでも一応古いところはさび落としとかいう部分はありますけど、基本は走路内のみです。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 54 号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 54 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 報告第 4 号

日程第 7. 報告第 4 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明があればその説明を求めます。北川政策部長

○北川政策部長〔登壇〕

報告第 4 号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

議案書の 12 ページをごらんください。

これは職員が起こしました交通事故の損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により平成 27 年 3 月 26 日付で専決処分をいたしましたので、御報告を申し上げるものでございます。

事故の概要でございますが、平成 27 年 2 月 2 日午後 1 時 35 分頃、競輪場内において用務を済ませ競輪事業所に戻りました職員が、公用車を駐車する際に後方を十分に確認せずバックをし、既に駐車中の株式会社佐賀広告センターの車両に接触して左後方側面部分を破損させたもので、損害賠償の額は 28 万 6,416 円でございます。

職員が基本的な注意を怠り事故を起こしましたことに対し、深くおわびを申し上げます。なお、当該職員につきましては嚴重に注意をし、再発防止のため 2 週間の公用車の運転禁止を指示し、これを実行しておりますが、さらに警察による交通安全講習会を受講させることにいたしております。以上御報告申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

報告第 4 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 8 議提第 2 号

日程第 8. 議提第 2 号 武雄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。18 番山口昌宏議員

○18 番（山口昌宏君）〔登壇〕

武雄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例、趣旨説明を申し上げます。

先般、本市議会議員が起こした酒気帯び運転、辞職という一連の事案に接しました。当事者である本人は責任のとり方として最も重い辞職という選択をいたしました。議会としての対応について議会運営委員会においても協議をいたしてまいりました。

本条例は、5 月から 3 カ月間の議員報酬月額を議長は 20%、その他の議員は 10%を削減

する特例を規定するもので、議会としてみずからを律し、襟を正す必要があるという判断から、市議会の厳正を図るため本条例を提出するものであります。以上で趣旨説明を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。

〔23番「議長」〕

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

議提第2号 武雄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例に反対の討論を申し上げます。

昨年の12月議会で、私は報酬引き上げに反対の討論を申し上げました。その理由は、報酬引き上げは何の理由もない、申し上げました。

今回の特例に関する条例改正は、この間の引き上げに対して市民の強い反対の声があったその証拠ではないでしょうか。（発言する者あり）私はこの条例、特例に関する条例ではなく元の報酬額に戻すことこそ市民の声に応えるものではありませんか。（発言する者あり）以上を申し上げ反対といたします。

○議長（杉原豊喜君）

21番松尾初秋議員

○21番（松尾初秋君）〔登壇〕

賛成の立場で討論をしたいと思えます。

私も江原議員さんと一緒に、前回の報酬値上げには反対をしました。それはそれです。

今回決まった議案は守るということでとりあえずそういうふうにな値上げが決定したわけでございますけども、今回の値下げというか3カ月間のカットは、やっぱり同僚議員が行ったことに対して議会全体で責任を持とうという考えに基づいて行ったわけでございますので、江原議員さんが言っているのは何ら関係ないと思えますので、そういう意味においてこの議案に対して賛成とします。以上です。（発言する者あり）（笑い声）

[17 番「議長、17 番」]

○議長（杉原豊喜君）

17 番吉原議員

○17 番（吉原武藤君）〔登壇〕

議提第 2 号に対する反対の立場で討論させていただきます。

今回の議員の報酬の削減でございますけれども、私も酒も大好きです。交通安全協会の役員もしております。

常に申し上げているのは、飲酒運転をするなということを申し上げております。してはいけないことをしたということで浦議員は辞職をされました。それはそれでもっともな対応だったと思います。

私が言われるのは、議員全部で何か懇親会をしてその後の飲酒運転ではなかったかって言われるのが一番多いんです。ですから、議員全体でその責任をとっているのかというのが市民の大方の意見です。これは絶対したらいかんことをやっているわけですから、それがさっき私言ったとおり、議員全体で懇親会でもしてそのあとにこのような事案が発見しとったらですね、私たちはみんなに責任があると思います。

しかし、新聞紙上でも公務員がこのような飲酒運転をしたとか何とかというのは、いっぱい新聞にも載ります。そのようなことで市の職員がこういうことをやったら、市の職員全部が責任をとるかということと同じような立場だと思います。（発言する者あり）そのようなことで、私は反対の立場で討論いたします。（発言する者あり）

[19 番「19 番」]

○議長（杉原豊喜君）

19 番川原議員

○19 番（川原千秋君）〔登壇〕

議提第 2 号について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど吉原議員さんが申されましたこと確かにそれもあるんですけど、やはり議員としてやっぱり同僚がやったことでもあるし、そして今から先のですね、やっぱりみんながそれをまた自覚をしながら絶対こういうことはしたらいけないということ、そういうことも含めて、今回 3 カ月カットということになったわけでございます。

そしてこれは議運で全会一致で決定をしたことでもありますので、ぜひこれは賛成していただきたいと、皆様の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより議提第 2 号を採決いたします。本案は、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議提第2号は原案のとおり可決されました。

日程第9 特別委員会の設置及び委員の選任

日程第9. 特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

地方創生の問題については今後の市政について大きな問題であります。これを審査するために設置を行うものであります。特別委員会の設置につきましては、これまでの慣習・慣例等により議会運営委員会において協議をしていただき、意見の一致を見ました。

よって議長を除く22名の議員による、仮称、地方創生総合戦略特別委員会を設置し、事件に関係する問題の調査・検討事項を付託の上、閉会中も継続して調査、検討することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

(発言する者あり) (「反対です」と呼ぶ者あり)

御異議がありますので…… (「採決」と呼ぶ者あり) 採決を行いたいと思います。(「その前に討論は?」「討論しとかんばいかんよ」「討論ばせにゃあ、反対ならば反対の理由もなからんとあれやもん」(発言する者あり)

本件に対する討論を求めます。討論ございませんか。(「もうよか」「反対討論せんや、反対と言うたならば。なんしようや」(発言する者あり)

静かに、静かに。

討論をとどめます。本案は起立により採決を行います。

本特別委員会の設置について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、特別委員会設置については原案のとおり可決されました。次にお諮りいたします。

特別委員会の委員の選任については、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。よって議長を除く22名の議員を特別委員に指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました22名の議員を、地方創生総合戦略特別委員に選任することに決定いたしました。

ここで、地方創生総合戦略特別委員会正副委員長互選のために、暫時休憩をいたします。

休	憩	10時38分
再	開	10時48分

○議長(杉原豊喜君)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま地方創生総合戦略特別委員会委員長より、正副委員長互選の結果についての報告がありましたので御報告いたします。委員長に 13 番吉川議員、副委員長に 18 番山口昌宏議員でございます。よろしくお願ひいたします。

以上で本臨時会の日程をすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成 27 年 4 月武雄市議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 10時48分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

〃 副議長 吉川里己

〃 議員 豊村貴司

〃 議員 山口昌宏

〃 議員 松尾初秋

会議録調製者 友廣秀敏